

環境省 第2次回答

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的な内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省 | 団体名 | その他 (特記事項) | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | | 各府省からの第1次回答 |
|------|--------------|-----|---|---|---|---|---|-----------------------------|-----------------|-----------------|--|--|---|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | | 団体名 | 支障事例 | |
| 52 | B 地方に対する規制緩和 | その他 | 地域環境保全基金を活用した事業(例:県民向けの普及啓発事業)を行う際、現行では事業経費として認められない県職員の旅費を経費として認定するなどに通知等において明確化していた | 職員旅費は、県内各地で普及啓発イベント等の基金事業を実施するため必要不可欠な経費であるが、環境省が示した地域環境保全基金質疑応答集においては事業の対象経費として認められないことから、本県の予算の適正執行に寄与する。 | ・事業に必要な経費について基金を活用することができるよう改定する。 ・旅費の一般財源から捻出するのであれば、予算編成や執行管理にかかる事務が生じるが、その事務が省略化される。 ・運用根拠が明確になれば、適正な事業実施に寄与する。 | 地域環境保全基金質疑応答集No.12 | 環境省 | 新潟県、兵庫県、愛媛県、広島県、徳島県、宮崎県、高知県 | | | ○当県では、これまで職員旅費を必要とする事業を実施予定であり、基金充當が認められなければ、地元等との調整等が困難となり、必要な事業の実施自体が困難となる恐れがある。このため、事業実施に係る職員旅費を、基金の対象経費とすべきである。 ○職員旅費は、普及啓発イベント等の基金事業を実施するために必要不可欠な経費であるが、財政状況が厳しくなる中、一般財源の確保に苦慮している。 ○地域住民への普及啓発事業を目的とする地域環境保全基金において、職員旅費が事業経費として認められないとする現状の運用には疑惑がある。職員旅費についても事業経費として認められることで、地域環境保全基金のさらなる有効活用に寄与すると考えられる。 | 地域環境保全基金事業については、その交付要綱において「地域住民等に対する地域の環境保全に関する知識の普及、地域の環境保全のための実践活動の支援等の活動に係る経費」を支弁するとしている。 また、平成3年事務連絡において「地域の環境保全に関する知識の普及、啓発又は住民等の環境保全実践活動の支援等のソフト事業を継続的かつ効果に行なうことができるよう、安定的な事業費財源を確保する」と目的とするとして、「職員の給与等事業費たりえないもの」については対象外とする旨通知している。 | |
| 63 | B 地方に対する規制緩和 | その他 | 狩猟免状及び狩猟者登録証の統一化 | 狩猟免許の種類ごとに申請を提出していいる狩猟免状と、個人的に1つの様式でまとまることができるように制度改正を求める。 | 現行制度においては、狩猟免状及び狩猟者登録証で、個人的に1つの様式でまとまることができるように制度改正を求める。 行政事務においては、狩猟免状及び狩猟者登録証は複数の種類ごとに交付を行なう必要がある。また上記制度と整合性を取るために、本県では申請書を各種類別に提出をお願いしているところにある。 それゆえ複数の狩猟免状や狩猟者登録証とともに複数枚持つこととなる。どちらか登録証はどちらか登録者との負担を大きくするものである。そのため複数枚持つことによる負担を軽減するため、本県の事務においても、上記の状況から各種類ごとに申請書を受け付けて、それを免状等を作成・交付していることから、事務負担を軽減の観点で、狩猟者と同様の問題意識を持っている。 求められる内容のおり、属人でそれを1つにまとめることができれば、本県では狩猟免状の発行枚数を約40%削減、また狩猟者登録証の発行枚数を約20%削減が期待でき、それに付随する行政事務を軽減・簡素化できると考えている。また狩猟者にとっても、免状や登録証の管理がしやすくなるだけでなく、申請の煩雑さや、仮に紛失した際の再発行手数料の負担の軽減になるなど、そのメリットはあるものと考える。 | 行政事務における複数枚の免状や登録証をまとめて申請するため、本県では申請書を各種類別に提出をお願いしているところにある。 行政事務においては、狩猟免状及び狩猟者登録証は複数の種類ごとに交付を行なう必要がある。また上記制度と整合性を取るために、本県では申請書を各種類別に提出をお願いしているところにある。 それゆえ複数の狩猟免状や狩猟者登録証はどちらか登録者との負担を大きくするものである。そのため複数枚持つことによる負担を軽減するため、本県の事務においても、上記の状況から各種類ごとに申請書を受け付けて、それを免状等を作成・交付していることから、事務負担を軽減の観点で、狩猟者と同様の問題意識を持っている。 求められる内容のおり、属人でそれを1つにまとめることができれば、本県では狩猟免状の発行枚数を約40%削減、また狩猟者登録証の発行枚数を約20%削減が期待でき、それに付随する行政事務を軽減・簡素化できると考えている。また狩猟者にとっても、免状や登録証の管理がしやすくなるだけでなく、申請の煩雑さや、仮に紛失した際の再発行手数料の負担の軽減になるなど、そのメリットはあるものと考える。 | 鳥獣保護管理法第43条、51条1項、56条1項1号、60条 ・鳥獣保護管理法施行規則第48条1項2号及び3項、59条1項2号及び同項4号、60条3項、65条1項3号及び同項5項、66条1項 | 環境省 | 高知県、徳島県、香川県、愛媛県 | 宮城県、新潟県、岩手県、青森県 | | ○当県でも、登録申請は各種種別に提出、免状と登録証は種類別に作成するなど、提案県と同様の状況。提案の内容により、申請者の負担軽減になるとともに、行政事務の軽減・簡素化になると想われる。 | 鳥獣保護管理法施行規則において定められている、狩猟免状及び狩猟者登録証の様式は、複数の種別の免状を1枚の免状もしくは登録証で取り扱うような想定がなされている。 現在狩猟免状及び狩猟者登録証の発行に用いている「捕獲情報収集システム」は本提案のような適用を想定していないため、提案の実現に際しては本システムの改修が必要となるなど、複数種別の狩猟免状を1つの免状にまとめることが複数種別の狩猟者登録証1つの登録証にまとめて生じる運用上の課題などについて検討を行う必要がある。 これらのことから、本提案を踏まえた、様式改正や運用面での課題整理などをを行い、現行のシステム改修がなされる3年期末を目指して検討を進めているところ。 |

| 管理番号 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | | | 各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解 | | | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 | 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項) | 各府省からの第2次回答 |
|------|------------------------------------|------|----|-----------------------------|----------------------------------|---|------------------------|-----------------------------|--|
| | 見解 | 補足資料 | 見解 | 補足資料 | | | | | |
| 52 | 令和元年度事業から充当できるよう、なるべく早期の対応をお願いしたい。 | — | — | — | — | — | | | 早期に周知できるよう努めたい。 |
| 63 | 本提案を踏まえ、早期の改正に向けて検討を進めていただきたい。 | — | — | — | 【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 | | | | 本提案を踏まえた、様式改正や運用面での課題整理などを行い、現行のシステム改修がなされるR3年度末を目指して早期に対応できるよう検討を進めている。 |

環境省 第2次回答

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的な内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省 | 団体名 | その他 (特記事項) | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | | 各府省からの第1次回答 |
|------|--------------|-------|-----------------------------|---|--|---|-----------------|------------|-----|--|---|--|-------------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | | 団体名 | 支障事例 | |
| 95 | B 地方に対する規制緩和 | 環境・衛生 | 環境省等所管法令における立入検査に係る身分証明書の統合 | 個々の環境省等所管法令に基づき、地方自治体職員が立入検査を行う際の身分証明書について、厚生労働省の定める環境衛生監視員証を参考に、1枚あたり可能な限り少ない枚数の様式へ統合する。 | 環境省等が所管する法令に基づき、地方自治体職員が立入検査を行う際の身分証明書については個々の法令で定められている。そのため、地方自治体においては一人の職員が複数法令に基づく立入業務を行なうことがあり、常時立入検査、突発的な事故対応に係る検査のいずれもスムーズに行なうことができる。また、身分証明書ごとに異なるサイズの職員写真を複数用意するなどの事務負担を軽減することができる。 | 工業用水法第25条第2項、大気汚染防止法第26条第3項、水質汚濁防止法第22条第4項、特定工場等に関する法律第13条第2項、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第11条第3項、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定区域における総量の削減等に関する特別措置法第41条第5項、ダイオキシン類対策特別措置法第27条第5項、第34条第3項、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第92条第2項、土壤汚染対策法第14条第4項、土壤汚染対策法第54条第7項、特定特殊自動車排出ガスの削減等に関する法律第30条第5項、温泉法第28条第2項、第35条第2項、自然公園法第17条第2項、第35条第3項、第37条第3項、第62条第1項、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第75条第5項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第3項、浄化槽法第53条第3項、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第43条第2項、ボリ毡化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第25条第2項、使用済自動車の再資源化等に関する法律第131条第3項【参考】環境衛生令 視員証を定める省令(昭和52年厚生省令第1号) | 経済産業省、国土交通省、環境省 | 愛知県 | | 札幌市、岩手県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、川越市、川口市、川崎市、相模原市、新潟県、石川県、岐阜県、豊橋市、豊田市、甲府市、京都府、京都市、島根県、岡山県、徳島市、高松市、愛媛県、松山市、福岡県、熊本市、宮崎県 | O提案団体と同様の支障が当市でも生じている。1人当たり10枚の立入証を所持しており、事務手続きが負担となっている。 O例年4月の人事異動の時期には、身分証明書の更新時期とも重なることが多く、立入検査を行う職員に対して、速やかな作成、交付を行つ必要があり、業務に負担が生じる。 O当市においても、職員一人について約10種類の身分証明書を作成しなければならず、特に職員の異動時期には身分証明書の作成業務によって大きな負担が生じている。 O環境省等所管法令の身分証明書は、職員1人あたり約10種類であり、異動時期には作成の負担が大きい。平成30年度は300枚作成した。 O当市においても、異動時期には身分証明書の作成業務によって大きな負担が生じている。19種類の証明書をまとめて作成している。 O当市においては、1人の職員が複数法令に基づく立入業務を行なうことがほとんどであり、職員一人について約10種類の身分証明書を作成しなければならない。職員の異動時期には身分証明書の作成業務によって大きな負担が生じている。 O当市においても、法や条例毎に身分証明書を作成する必要があり、異動者が多い時期には事務負担が大きなものとなる。また、有効期限等の管理の面においても、一つにまとめることで容易になるため、制度改正による事務負担の軽減は必要なものと考える。 O一方検査証や写真的大きさの統一等については、個々の法令の改正時等に、関係法令における状況を見つつ、同法の趣旨に照らして可能であれば、統一のサイズとならないか検討を行ってまいりたい。 なお、ご提案の法令の中には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律など、検査証の様式を法令に規定しておらず、自治体ごとに定めている例も見受けられるところ、そうした場合には、様式を規定することできつて規制強化となるおそれがあること、自治体が様式変更に伴う条例改正を行う必要があり、負担が増加すること等が懸念されることから、ご提案の法令すべてを一元化の対象とすることには、やはり慎重になるべきと考える。 | 立入検査は、個々の環境法令における趣旨・権限に基づき行われるものであり、その目的、対象となる場所、実施者に求められる専門性等がそれぞれ異なる。また、検査証は、個々の環境法令の趣旨を踏まえて様式・記載事項等が検討され、規定された内容を踏まえれば、一元化については慎重に対応すべきものと考える。 加えて、実際の立入検査時には、立入権限の有無、根拠条文を適切かつ明確に検査対象者に提示する必要があるが、多くの法令の根拠条文を単一の検査証において提示することは困難と考えられる。 | |

| 管理番号 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | | 各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解 | | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 | 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項) | 各府省からの第2次回答 |
|------|--|------|--|------|---|-----------------------------|-------------|
| | 見解 | 補足資料 | 見解 | 補足資料 | | | |
| 95 | <p>貴省の御指摘について、以下①～④)に整理してお答えする。</p> <p>①「立入検査は、…(略)慎重な対応が必要」</p> <p>②「多くの法令の根拠条文を同一の検査証において提示することは困難」</p> <p>③「様式を規定することでかえって規制強化となるおそれ」</p> <p>④「様式変更を行う条例改正を行う必要があります。負担が増加すること等が懸念」</p> <p>① 本県の提案は個々の環境法令の趣旨・権限や、求められる専門性について何ら変更を求めるものではありません。</p> <p>② 本県の提案では、「可能な限り少ない枚数の様式への統合であり、複数法規による検査結果の有無、根拠条文を示している実例として厚生労働省が定めた環境衛生監視員証が最も多くて改めて再掲する。実例を参考とする。大気・水等の公害系、廃棄物系、自然系といった三つの分野ごとに統合する等の工夫をすれば、様式の統合は十分可能である。</p> <p>本県の試行でも、提案対象の18法25項目について、三分野に統合する形で、法令の根拠条文や、職員の写真貼付欄等を載せた統合様式の作成は十分可能であったことを申し添える。</p> <p>③ 立入証を統合する規定に工業用水法等2法が掲載されていなければ、これら2法に係る検査証は他法令と併せて問題があるため、意図して提案対象に含めているものである。</p> <p>④ 条例改正は一過性の負担であり、毎年膨大な数の検査証を発行し続けなければならない負担の方が遥かに大きい。</p> <p>検査証が細分化されている現状は、立入先の事業者にとっても見辛く、貴省の懸念する「立入権限の有無、根拠条文を適切かつ明確に検査対象者に提示する」上でも大きな支障となっている。</p> <p>貴省におかれましては、本県の提案について、改めて積極的な検討をお願いしたい。</p> | — | <p>【秋田県】</p> <p>環境衛生監視員証(理容・美容・クリーニング等)の例があるように、環境省所管法令も、例えば、大防法、水濁法等の公害関係法令、廃棄物関係法令、それそれで一括りすれば、交付枚数も減り、事務も軽減できることを考える。</p> <p>統合ができるのであれば、身分証のサイズと添付写真的サイズは統一していただきたい。</p> <p>また、眞剣(部署、職名変更)により身分証を再交付することを勘案すると、身分証の有効期限は不要と考える。</p> <p>【埼玉県】</p> <p>当県では、立入検査時に約10枚の身分証を所持し、事業所の実態に応じ、多いところ5～6枚提示している例がある。</p> <p>また、事業者と検査官との間で、法令に規定している自治体ごとに定めている例や、法令に規定していても自治体の条例・規則等により別に定めることができない例は、複数存在します。このような場合にあっては、現に地方分権の方針に合致しているものと考えておきます。</p> <p>一方、自治体における事務負担軽減に鑑みて、一定の統一化等の措置の実現可能性・必要性等を検討すべく、多くの環境関係法令の背景・理屈・実態等について整理・把握してまいりたいと考えます。この際、立入検査という行政上の実行行為についての取扱いの変更で最も影響を受けるのは事業者であることから、立入証の統合が事業者によって問題がないことの確認も必要となります。</p> <p>なお、提案者御指摘の環境衛生監視員証については、該当する法令全てが同一の省庁による監督で、かつ同省内の同一課室において所管されており、ついでには、同一部局、課室において所管可能な程度に個々の法目的・趣旨等の方向性が密接かつ整合的なもののみが集約されたものであり、本件のように、分野が多岐にわたる場合の参考には必ずしもならないものと理解しています。</p> | — | <p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> | 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項) | 各府省からの第2次回答 |

環境省 第2次回答

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的な内容 | 具体的な障壁事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省 | 団体名 | その他 (特記事項) | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | | 各府省からの第1次回答 |
|------|--------------|-------|----------------------------|--|---|--|---|------------|---------------------------------|---------------------------------|---|---|---|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | | 団体名 | 支障事例 | |
| 115 | B 地方に対する規制緩和 | 環境・衛生 | 高濃度PCB廃棄物の処理規制緩和 | 高濃度PCB廃棄物が圧迫限界に達する中、本年9月末を期限として、国により権利等の道路構造物との他の建設工事に閑在する構造物に使用された当該廃棄物の処理がなされている。 | 高濃度PCB廃棄物の処理規制緩和について、処理が迅速に進むよう、特別措置法施行規則第26条第1項で定めるPCB廃棄物の譲渡等が認められることが判明し、かつ、全国で多量に発見されれば、処理期限も遅延する。一方で対応事例等の提示により処理経験の無い地方公共団体においても迅速に対応が進むことや、事務負担軽減にも繋がる。 | PCB含有塗膜の除去工事業者に、除去から高濃度PCB廃棄物の処分まで一括して発注できるようになれば、地方公共団体の事務が効率化し、コスト削減ができる。また、処理期限が迫る中、対応事例等の提示により処理経験の無い地方公共団体においても迅速に対応が進むことや、事務負担軽減にも繋がる。 | ・ポリ塗化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(特別措置法)第17条及び同法施行規則第26条第1項・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(発行日:平成21年3月1日)第31条 | 環境省 | 岩手県、山形県、茨城県、三重県、福井県、小牧市、宮崎県、徳島県 | 岩手県、山形県、茨城県、三重県、福井県、小牧市、宮崎県、徳島県 | OPCB含有塗膜の除去工事業者に、除去から高濃度PCB廃棄物の処分まで一括して発注できるようになれば、地方公共団体の事務が効率化し、コスト削減ができる。また、処理期限が迫る中、対応事例等の提示により処理経験の無い地方公共団体においても迅速に対応が進むことや、事務負担軽減にも繋がる。 | 塗膜の除去工事に伴い排出されるPCB廃棄物については、「塗膜の除去工事に伴い排出されるPCB廃棄物について(平成31年2月26日付け環境省令第2号)」が設けられ、その施設を保有及び運営する者が自らの責任において確実かつ適正に処理するものとし、建設工事の元請業者を当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理にかかる事務者とする規定である。○塗膜等の取扱いについては、除去工事に当たる元請業者が排出事業者に位置づけられており、同じく特別管理産業廃棄物であるPCBについて、同様の取扱いとすることが望ましい。 | 塗膜の除去工事に伴い排出されるPCB廃棄物については、「塗膜の除去工事に伴い排出されるPCB廃棄物について(平成31年2月26日付け環境省令第2号)」が設けられ、その施設を保有及び運営する者が自らの責任において確実かつ適正に処理するものとし、建設工事の元請業者を当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理にかかる事務者とする規定である。○塗膜等の取扱いについては、除去工事に当たる元請業者が排出事業者に位置づけられており、同じく特別管理産業廃棄物であるPCBについて、同様の取扱いとすることが望ましい。 |
| 168 | B 地方に対する規制緩和 | 環境・衛生 | 外来生物法に基づく飼養等の許可制度の規制緩和 | 特定外来生物による農業被害の防止に係る被害の防止に係る飼養等の許可に関する法律第5条に規定されている飼養等の許可に付される条件について、地方公共団体の公益性を鑑み、報告内容を簡易化するなど、基準の緩和を図ること。 | 本県では、特定外来生物による農業被害が発生しており、特にクビアカツヤカミキリの被害が増大している。クビアカツヤカミキリは、特定外来生物法における適正な管理下での飼養等に規定されている飼養等の許可に付される条件については、地方公共団体の公益性を鑑み、報告内容を簡易化するなど、基準の緩和を図ること。 | 対象生物の特徴を踏まえた管理方法を設定すること、公共試験研究機関における適正な管理下での飼養等に付する飼養等の許可に付される条件については、地方公共団体の公益性を鑑み、報告内容を簡易化するなど、基準の緩和を図ること。 | 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」第5条 | 農林水産省、環境省 | 栃木県、茨城県、群馬県 | 愛媛県 | — | 【農林水産省】 クビアカツヤカミキリは、特定外来生物法上、環境省の単管種であり、農林水産省から回答すべき事項は無い。 【環境省】 外来生物法において、特定外来生物の飼養等の許可や届出に係る単位については、通常「個体数」を用いることとされていますが、生物の分類群によっては個体数の把握が困難な場合もあるため、量を表す単位(kg等)での届出でも構わないことに。なってたため、現行制度においてもご負担の低減が可能であると考えております。また、どうしても数値が多く、厳密に数を把握することが困難な場合については管轄の地方環境事務所にて相談をお願いいたします。 本件については適正な規制を図る観点から、ご懸念の点について許可事務を取り扱っている地方環境事務所等に情報共有を図っております。 | 【農林水産省】 クビアカツヤカミキリは、特定外来生物法上、環境省の単管種であり、農林水産省から回答すべき事項は無い。 【環境省】 外来生物法において、特定外来生物の飼養等の許可や届出に係る単位については、通常「個体数」を用いることとされていますが、生物の分類群によっては個体数の把握が困難な場合もあるため、量を表す単位(kg等)での届出でも構わないことに。なってたため、現行制度においてもご負担の低減が可能であると考えております。また、どうしても数値が多く、厳密に数を把握することが困難な場合については管轄の地方環境事務所にて相談をお願いいたします。 本件については適正な規制を図る観点から、ご懸念の点について許可事務を取り扱っている地方環境事務所等に情報共有を図っております。 |
| 288 | B 地方に対する規制緩和 | 環境・衛生 | 自然環境整備交付金についての申請手続きの改善について | 自然環境整備交付金について、交付申請時の本工事費内訳、測量設計費内訳等の添付を不要とする | 【現行制度】 交付申請に係る事業費の添付資料として、本工事費内訳、測量設計費内訳等を提出しなければならない。 【支障事例】 環境省からの交付金額の内訳を受けてから申請作業に取り掛かるが、本工事費内訳の作成に時間が必要となるため、交付申請書の提出が5月中旬、交付決定日の指針が5月中旬となり、6月に入札を行い、施工業者の決定が6月中旬となる。工事箇所が山岳地の場合、降雪期、積雪期を避けて工事を行わざるえないことから工期が7~10月中旬に限られているが、手続きに時間を要するため、7月からの事業着手が困難となっている。 | (他の交付金と同様に)交付申請の段階では事業費の算定額よりも提出での対応とすることで、施工業者決定までの手続きを6月中旬に終えることができるため、7月からの事業着手が可能となり、効率的な事業執行が図られる。 | 自然環境整備交付金交付要綱 | 環境省 | 石川県 | 福島県、大阪府、岡山県、島根県、愛媛県、宮崎県 | ○交付申請後、事務担当者から詳細な聞き取り、追加資料の提出を求められ、交付決定まで多くの期間を要し、その結果、事業着手が遅い時期となるなど支障をきたしている。 ○交付申請時に本工事費内訳等を添付しなくてはならないが、内訳作成には他部署への依頼が必要なこともあります。作成に時間を要しているところである。そのため、交付申請、交付決定、入札を経て、事業着手は8月後半になるなど、早急な事業着手が困難な事態が発生している。 | 本工事費内訳、測量設計費内訳等の提出を求めていることは事業だが、交付申請の段階で、例えば入札執行用等の詳細な積算等の提出までを必須とはしておらず、概算額もりによる提出も可能である(平成26年6月1日最終改正)。自然環境整備交付金交付要綱もりによる提出も可能である(平成26年6月1日最終改正)。同要綱第13にに基づき、交付決定後の事業間及び費用間の配分額の変更は環境大臣の承認を要しないものとされているので、留意願いたい。なお、R1年10月に都道府県事業担当者を対象とした説明会の開催を予定しており、当該説明会も通じて、今後も不要な資料作成の抑止等、交付金事業のさらなる円滑化に努めることとした。 | 本工事費内訳、測量設計費内訳等の提出を求めていることは事業だが、交付申請の段階で、例えば入札執行用等の詳細な積算等の提出までを必須とはしておらず、概算額もりによる提出も可能である(平成26年6月1日最終改正)。自然環境整備交付金交付要綱もりによる提出も可能である(平成26年6月1日最終改正)。同要綱第13にに基づき、交付決定後の事業間及び費用間の配分額の変更は環境大臣の承認を要しないものとされているので、留意願いたい。なお、R1年10月に都道府県事業担当者を対象とした説明会の開催を予定しており、当該説明会も通じて、今後も不要な資料作成の抑止等、交付金事業のさらなる円滑化に努めることとした。 |

| 管理番号 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | | 各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解 | | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 | 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項) | 各府省からの第2次回答 |
|------|--|---|-----------------------------|------|--|--|-------------|
| | 見解 | 補足資料 | 見解 | 補足資料 | | | |
| 115 | 令和元年7月に環境省から情報提供された「高濃度PCB含有塗膜調査の進捗状況について」によると、平成31年3月末時点で、高濃度PCB廃棄物(PCB濃度5,000ppm以上)とされる塗膜はPCB濃度把握済みの9%程度で、最大濃度は8万ppmであった。また、先般、環境省から各府県等に通知(※)が出され、高濃度PCB廃棄物の唯一の処理施設であるJESCOの処理能力を超えた量の搬入荷姿登録が既にある現状を踏まえ、保管事業者の責によらず処分期間内に処分できない場合には、PCB特措法に基づく改善等の対象となることとされた。更に、これまで高濃度PCB廃棄物はJESCOにおいて令和元年度末まで処理することとなっていたが、本通知の別紙において、「PCB濃度10万ppm以下の塗膜については、令和2年度以降は簡素化処理対施設へ処理することとした」。これらを踏まえると、高濃度PCB廃棄物を多量かつ迅速に処理しなければならない事態はあり得ないことがから、万一、PCB濃度10万ppm以上の塗膜が大量に発生するような事態となった際には、事務負担の軽減方法について配慮後討いただきたい。 | (※)「保管事業者の責によらず処分期間内に処分を委託できないこととなる高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物(安定器・汚染物等)の取扱いについて」(令和元年7月22日付け環循施発第1907221号) | — | — | 【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 | PCB含有塗膜を含むPCB汚染物の適切な処理のあり方については、引き続き検討してまいりたい。 | |
| 168 | 提案内容に記載のとおり、現行規定において、クビアカツヤカミキリの報告事項(量や増減の記録等)については、「一年間に飼育等をして個体の総数量、増減した数量及び現存量」や「数量の増減の事実が生じた日付及びその数」を報告が必要があるとされており、年間千頭を超える飼育を行う本県においては、対応に苦慮しているところ。 「量を表す単位(kg等)」での届出も可能とのことだが、今回提案のクビアカツヤカミキリは成虫、幼虫ともに非常に軽く、重量変化により生死の判断は困難である。 ついては、クビアカツヤカミキリの報告内容を「1日単位ではなく、月単位もしくは試験終了時点での数量記録を報告する」、「1頭単位ではなく、飼育ケース毎もしくは採取サンプル(樹木)単位での増減記録を報告する」という提案について見解をお聞かせいただきたい。また、そういうふた報告内容が適切ではないとされる場合、負担低減に繋がる対応方針を具体的に明示いただきたい。 また、地方環境事務所と相談するに当たっては、上記のような地域の実情や当該生物の生態に即した運用が可能となるよう環境省全体として対応いただくとともに、環境省告示についても、運用に即した告示改正又は適宜通知を発出する等、後に告示内容に齟齬が生じないよう明確化をお願いしたい。 | — | — | — | ご指摘の「クビアカツヤカミキリの報告内容の簡素化」については、様式7「飼育等をする数量の増加、減少等の届出(報告)」の記入上の注意事項4に於いて、「申請書提出時点で現に飼育等をしている特定外来生物がある場合は、その数量を記入する。哺乳類・鳥類・爬虫類以外の生物であって、飼育等をしている量を数えることが困難なものについては、概数を記入する。」としており、既に簡素化を図っているところです。 また、当該生物の報告方法の頻度については、ご指摘のとおり「環境大臣が所掌する特定外来生物に関する特定飼育等施設の基準(平成十七年環境省告示第四十二号)にて定めているところです。ただし、同告示では学術研究の場合について、数量の増減の事実が生じた日付及びその数等を報告書にまとめ、1年間に1度環境大臣に提出することになっており、1日単位とするためはありません。 研究機関における殺虫試験にあたってはその効果を検証するために死亡個体数をカウントする等の作業が発生するものと考えております。基本的に何ぞいったい作業毎の運用が可能となるかが問題となると考えられるため、一律に国の規定として定めるのが難しいとのことです。 クビアカツヤカミキリの薬剤防除等、個体数やその割合を把握する作業工程を持つ研究については、その際に把握された情報を基に報告をいたくことが考えられます。が、具体的な報告方法や頻度については対象となる研究の実施計画をもって地方環境事務所にご相談いただけますと幸いです。 上記を踏まえ、ご質問の件に係る見解は以下のとおりです。 「1日単位ではなく、月単位もしくは試験終了時点での数量記録を報告する」(見解)特定外来生物が適正に飼養等を行われているかどうかを確認する観点からは、月単位の把握では不十分であると考えております。また、試験実施単位についても試験内容や実施期間が異なると考えられるため、一律に国の規定として定めるのが難しいとのことです。 一方で、様式第7で定めているより個体数についてはその概数での報告も可としているところですので、概数の把握方法については地方環境事務所にご相談いただけますようお願いいたします。 いただいたご意見については地方環境事務所に共有し、引き続き適正な法律の執行を図ってまいりたいと考えております。 | ご指摘の「クビアカツヤカミキリの報告内容の簡素化」については、様式7「飼育等をする数量の増加、減少等の届出(報告)」の記入上の注意事項4に於いて、「申請書提出時点で現に飼育等をしている特定外来生物がある場合は、その数量を記入する。哺乳類・鳥類・爬虫類以外の生物であって、飼育等をしている量を数えることが困難なものについては、概数を記入する。」としており、既に簡素化を図っているところです。 また、当該生物の報告方法の頻度については、ご指摘のとおり「環境大臣が所掌する特定外来生物に関する特定飼育等施設の基準(平成十七年環境省告示第四十二号)にて定めているところです。ただし、同告示では学術研究の場合について、数量の増減の事実が生じた日付及びその数等を報告書にまとめ、1年間に1度環境大臣に提出することになっており、1日単位とするためはありません。 研究機関における殺虫試験にあたってはその効果を検証するために死亡個体数をカウントする等の作業が発生するものと考えております。基本的に何ぞいったい作業毎の運用が可能となるかが問題となると考えられるため、一律に国の規定として定めるのが難しいとのことです。 クビアカツヤカミキリの薬剤防除等、個体数やその割合を把握する作業工程を持つ研究については、その際に把握された情報を基に報告をいたくことが考えられます。が、具体的な報告方法や頻度については対象となる研究の実施計画をもって地方環境事務所にご相談いただけますと幸いです。 上記を踏まえ、ご質問の件に係る見解は以下のとおりです。 「1日単位ではなく、月単位もしくは試験終了時点での数量記録を報告する」(見解)特定外来生物が適正に飼養等を行われているかどうかを確認する観点からは、月単位の把握では不十分であると考えております。また、試験実施単位についても試験内容や実施期間が異なると考えられるため、一律に国の規定として定めるのが難しいとのことです。 一方で、様式第7で定めているより個体数についてはその概数での報告も可としているところですので、概数の把握方法については地方環境事務所にご相談いただけますようお願いいたします。 いただいたご意見については地方環境事務所に共有し、引き続き適正な法律の執行を図ってまいりたいと考えております。 | |
| 288 | 第一次回答から、交付申請に添付する工事内訳、測量設計費内訳等(以下「本工事内訳等」という)は、概算見積りでの提出が可能であることを確認しました。ただし、今後、要綱の解説に齟齬が発生しないよう、次の対応及び様式の明確化をお願いしたい。 ・交付申請に添付する工事内訳等については、平成29年度自然環境整備交付金・自然環境整備交付金・環境保全施設整備交付金の配布資料(資料)「自然環境整備交付金・環境保全施設整備交付金の事業について」では、基本的に所管の積算システムから出力できる精算資料(設計書)の一部を提出しと記載があるため、設計書を提出してきたので、今後予定する説明会で、概算見積り(概算設計書)で提出できることを資料等に示していただきたい。 ・また、概算見積り(概算設計書)の様式及び記載項目及び添付図面の内容は、前述の会議資料等に示されていないことから、交付申請作成事務の簡素化を考慮して、記載方針を示していただきたい。 | — | — | — | 平成29年度自然環境整備交付金等担当者説明会の配付資料にかかる記載については、見直しを行い、R1年10月の説明会資料にて改訂を行う予定である。 概算見積り(概算設計書)の様式及び記載項目については、1次回答に記載した参考書式を参照願いたい。なお、記載例についても、同説明会資料に掲記しているので、併せてご確認頂きたい。また、添付図面の内容については、自然環境整備交付金交付手綱の別紙2-2(1)ア・イの(注)5③・⑥に記載のとおりだが、記載方針等の作成を含めた対応を検討したい。 | | |